

立川市第 5 次子ども読書活動推進計画（案）

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

理由

立川市第 5 次長期総合計画・前期基本計画に基づく個別計画策定のため。

立川市第5次子ども読書活動推進計画 (案)

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度



令和7（2025）年
立川市教育委員会

はじめに

平成 13(2001)年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立したことを受けて、本市では平成 17(2005)年 9 月、「子どもと本のすてきな出会いを 立川市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成 22(2010)年 5 月には「立川市第 2 次子ども読書活動推進計画」を、平成 27(2015)年 7 月には「立川市第 3 次子ども読書活動推進計画」を、令和 2（2020）年 7 月には「立川市第 4 次子ども読書活動推進計画」を策定することで、子どもの読書環境の充実にきめ細かく取り組んできました。

立川市教育委員会では、引き続き本市のすべての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書を行うことができるよう、市と市民が協働して子どもの読書環境の整備を進めていくことを目的として、ここに「立川市第 5 次子ども読書活動推進計画」を策定し、さらなる子どもの読書環境の整備と充実に努めていくものとします。

立川市教育委員会

【目 次】

第1章 計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の理念と計画策定の目的	1
2 国や都の動向	2
3 計画の位置づけ	4

第2章 子どもの読書活動の状況

1 子どもの読書活動の傾向	5
2 第4次子ども読書活動推進計画の取組状況と課題	9

第3章 計画の実現に向けて

1 基本的理念	11
2 計画の体系	12

第4章 計画の取組項目

取組施策1 家庭や地域での取組	14
取組施策2 学校と学校図書館の取組	17
取組施策3 立川市図書館の取組	20
取組施策4 すべての子どもが読書できる環境づくりへの取組	26

第5章 計画の推進にあたって

◇ 資料編	29
-------	----

○ 子どもの読書活動の推進に関する法律

○ 令和4（2022）年度 立川市読書アンケート調査結果

○ 計画策定体制・経過

○ 児童書貸出状況

平成13（2001）年度

平成16（2004）年度

平成31（2019）年度 ～ 令和5（2023）年度

第1章 計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動推進の理念と計画策定の目的

平成13（2001）年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号、以下「推進法」という）では、基本理念として、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において主体的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」とうたわれており、国及び地方公共団体は、この基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務がある、とされています。

立川市図書館では、推進法に基づき、平成17（2005）年9月に「子どもと本のすてきな出会いを 立川市子ども読書活動推進計画」（計画期間：平成17（2005）年度～平成21（2009）年度）を策定しました。その後も、平成22（2010）年5月に第2次計画、平成27（2015）年6月に第3次計画、令和2（2020）年7月に第4次計画を策定し、これら計画に基づき、関係機関と協力して、子どもの読書活動の推進に関する取組を実施し、読書環境の整備に努めてきました。

第4次計画については、令和6（2024）年度に最終年度となるため、引き続き立川市の子どもの読書活動推進のために、これまでの成果と課題を踏まえ、「第5次子ども読書活動推進計画」（計画期間：令和7（2025）年度～令和11（2029）年度）を策定しました。

この計画は、立川市のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動が行えるよう、引き続き読書環境の整備を目指していくものです。

2 国や都の動向

(1) 国の動き

国は、平成 13（2001）年 12 月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（計画期間はおおむね 5 年）を策定しています。平成 14（2002）年 8 月に第一次基本計画を策定したのち、平成 20（2008）年 3 月に第二次、平成 25（2013）年 5 月に第三次、平成 30（2018）年 4 月に第四次を策定しました。そして、令和 5（2023）年 3 月に第五次基本計画（計画期間は令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度）が閣議決定されました。

なお、第四次計画以降、令和元（2019）年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、同法に基づき、令和 2（2020）年 7 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」（第一期）を、令和 7（2025）年 3 月に第二期を策定しました（計画期間は令和 7（2025）年度～令和 11（2029）年度）。また、令和 4（2022）年 1 月には「第 6 次学校図書館計画」（計画期間は令和 4（2022）年度～令和 8（2026）年度）が策定されるなど、子どもの読書環境の整備が進められています。

【国】第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

【基本的方針】

急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進する。

(1) 不読率の低減

就学前からの読み聞かせ等の促進、学校図書館に関するオリエンテーション等の充実
不読率が高い状態が続く高校生へ探究的な学習活動での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等

(2) 多様な子どもたちの読書機会の確保

障害のある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を引き出すための読書環境を整備

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGAスクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書館への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館のDXを進める

(4) 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる

（２）都の動き

都は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13（2001）年 12 月施行）を受けて、平成 15（2003）年 3 月に「東京都子供読書活動推進計画」（第一次）を策定しました。その後、平成 21（2009）年 3 月に第二次、平成 27（2015）年 2 月に第三次、令和 3（2021）年 3 月に第四次計画を策定しました。

【都】第四次東京都子供読書活動推進計画

【基本方針】

学校（園）、図書館、家庭・地域、行政が連携して都内の子供の読書環境を整え、子供の主体的・自発的な読書活動を、その発達段階に応じて推進していく。

都の第三次計画での考え方を基本としつつ、国の第四次基本計画や昨今の読書に関わる動向を踏まえ、次の 4 点を本計画の目指すものとする。

【計画期間】

令和 3（2021）年度～令和 7（2025）年度のおおむね 5 年間

【計画の目指すもの】

（１）乳幼児期からの読書習慣の形成

国の第四次計画において、高校生の不読率が改善しない原因として「中学生までに読書習慣の形成が不十分」とであると分析されていること、また、都においても高校生の不読率は、小・中学生に比べて依然として高い状況にあることから、発達の段階ごとの読書習慣の形成に向け、友人同士で本を薦め合う等、読書への関心を高める取組を推進する。

（２）学習の基盤となる資質・能力の育成のための読書活動の推進

学習指導要領において、言語活動の充実及び学校図書館を利用した児童・生徒の自主的、自発的な学習活動・読書活動の充実が規定されていることから、学校全体での読書活動、学校図書館活用の推進、学習活動における学校図書館の利活用の推進を目指す。

（３）特別な配慮を必要とする子供の読書環境整備の推進

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての子供が等しく読書を行うことができるよう、読書環境の整備の更なる推進を目指す。なお、読書環境の整備・充実に当たっては、障害以外にも、日本語を母語としない子供、帰国・外国人児童等、多様なニーズに配慮する。

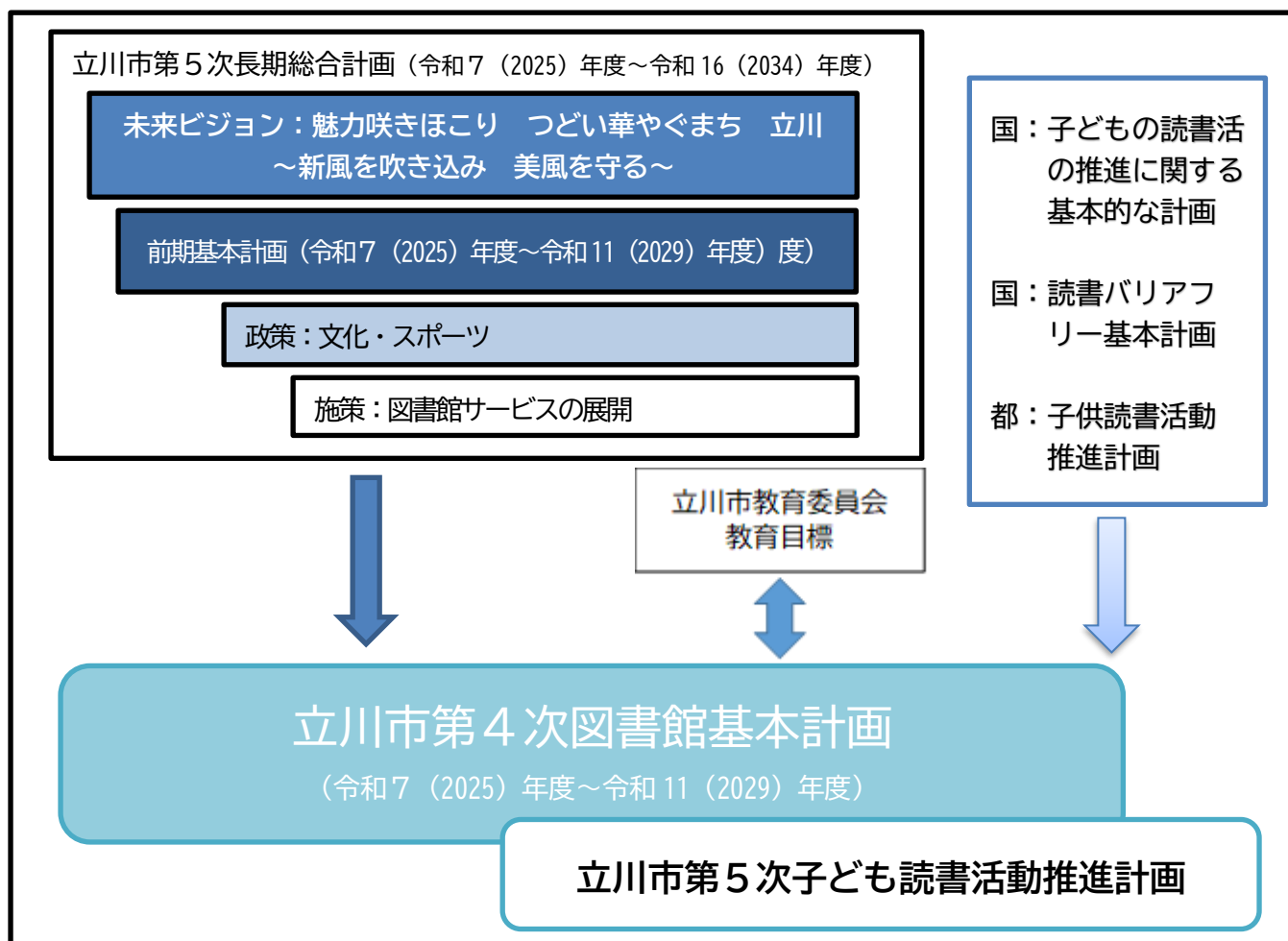
（４）読書の質の向上

一人一人の興味・関心に合った本を読み、読書の幅を広げ、読解力の向上を図るための「読書の幅の拡大」、及び読書に喜びを感じたり、目的をもって本を読んだり、考えを深めたり、他人に伝えたりするための「読書に主体的に関わる態度の育成」を図ることを目指す。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

本計画は、第5次長期総合計画の前期基本計画に基づく個別計画として策定します。



(2) 本計画と図書館基本計画

図書館に関する個別計画として、本計画とともに「立川市図書館基本計画」があり、従前この2つの計画は同列並行的に位置づけておりましたが、重複する具体的取組も多いことから、計画の二重性を避けるため、子どもの読書にかかる具体的取組については、「子ども読書活動推進計画」において一元的に管理し、本計画を包括する形で「図書館基本計画」が全体を管理することとしています。

(3) 計画の対象

この計画は、子ども（おおむね0歳から18歳以下）を対象とします。

(4) 計画の期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。

第2章 子どもの読書活動の状況

1 子どもの読書活動の傾向

立川市図書館では、子どもの読書傾向を調べるために、立川市内の全ての市立小学校及び市立中学校の協力のもと、令和4（2022）年度に児童・生徒向けのアンケート調査を実施しました。

調査にあたりましては、学校関係者をはじめとした多くの方にご協力いただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

なおアンケート結果につきましては、巻末の資料編もご参照ください。

.....

【令和4（2022）年度 立川市読書アンケート調査結果について】

1. 実施時期

令和4（2022）年10月～令和5（2023）年1月

2. 調査対象

市立小学校5年生（約1,500名）、市立中学校2年生（約1,300名）（※1）

3. 調査方法および設問

児童・生徒配付の教育用タブレットPCを用いたグーグルクロームフォームによる調査（※

1）

- ・本を読むのが好き、どちらかといえば好き、どちらかといえば嫌い、嫌い
- ・実施日から1か月間の読書冊数（※2）
- ・実施日から1か月以内に学校図書館で本を読んだり、借りたりしたか
- ・実施日から1か月以内に市立図書館で本を読んだり、借りたりしたか
- ・「たちかわ電子図書館」を利用したことがあるか
- ・「たちかわ電子図書館」をどこで利用したか（複数回答可）（※3）

回答率） 小学校 92.9% 中学校 93.1%

※1 前回までの調査は、小学校・中学校全児童・生徒に対して、学級ごとに挙手による集計方法でしたが、今回は、小学校5年生及び中学校2年生の全児童・生徒に対する一人1台タブレットPCによるアンケート形式をとりました。

※2 読書冊数は、まんが以外の本・雑誌・電子書籍で実際に読んだ本の数を示しています。

※3 質問内容については、前回の調査内容を踏襲しています。なお今回調査から「たちかわ電子図書館」の利用状況についての設問を新設しました。

読書の傾向

(1)「本を読むことが好き」「どちらかというとき」と答えた割合(%)

小学校5年生

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
77.90%	82.20%	84.10%	77.60%

中学校2年生

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
72.70%	70.40%	69.80%	69.60%

本を読むのが「好き」「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合は、小学校5年生、中学校2年生ともに減少しています。前回調査までと調査手法が異なるため、厳密には比較できませんが、子どもの読書離れの傾向がやや表れているといえます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校の臨時休校期間や、学校図書館、公共図書館の臨時休館や制限付き開館などを経て、子どもたちの読書環境や読書習慣に影響がでている可能性があります。今後の数値の変移を注視する必要があります。

読書冊数

(1) 1か月間の平均読書冊数(冊)

小学校5年生

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
4.2冊	4.7冊	4.8冊	3.9冊

中学校2年生

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
1.8冊	2.2冊	2.5冊	2.2冊

参考：学校読書調査(※1)

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
8.6冊	10.1冊	11.1冊	13.1冊

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
3.7冊	4.1冊	4.5冊	4.6冊

※1 学校読書調査

全国学校図書館協議会が実施する全国規模の調査

毎年6月実施

対象：小学校4～6年生、中学校1～3年生 調査方法：質問紙法

(記載している数値は、それぞれ当学年の値を参照)

(2) 1 か月間に 1 冊も本を読まなかった児童・生徒の割合（不読率）（％）

小学校 5 年生

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
10.00%	10.20%	8.70%	16.70%

中学校 2 年生

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
16.50%	27.20%	19.00%	21.10%

参考：学校読書調査

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
5.30%	5.30%	5.60%	6.40%

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
13.20%	16.90%	15.00%	21.50%

読書冊数（不読率）の増減傾向

平均読書冊数については、小学校 5 年生、中学校 2 年生ともに減少しています。子どもたちの読書離れの傾向がやや表れているといえます。また、不読率も前回の調査と比較して増加しています。

コロナ禍以前、子どもたちの読書習慣定着に向けた様々な取組は、徐々にその成果を上げてきましたが、コロナ禍により停滞したことは否めません。今後の課題として、急速に拡大した電子書籍の活用等、コロナ禍以前との読書環境の変化に対応しつつ、子どもたちに読書のたのしさを伝えていけるよう取り組んでいくことが求められます。

図書館の利用

(1) 1 か月間で学校図書館を利用した割合（％）

小学校 5 年生

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
55.40%	70.10%	68.80%	68.10%

中学校 2 年生

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
17.70%	23.90%	23.70%	21.20%

学校図書館の利用状況

小学校 5 年生、中学校 2 年生ともに、学校図書館を利用した割合は横ばいで推移しており、中学校での利用割合が低いことが課題となっています。

部活動や塾、習い事などに通う生徒が多い中、限られた時間でも効率的に利用できるような各種取組を、学校と図書館とが連携して模索していく必要があります。

(2) 1 か月間で市立図書館を利用した割合 (%)

小学校5年生

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
38.70%	44.00%	38.50%	27.40%

中学校2年生

平成 21年	平成 25年	平成 29年	令和 4年
9.80%	13.30%	12.30%	10.80%

市立図書館の利用状況

小学校5年生、中学校2年生ともに減少しています。特に小学校5年生の減少が顕著です。その要因の一つとして、一人1台タブレットPCを用いた電子書籍の利用定着や、スマートフォンを始めとするコミュニケーションツールの進展が考えられます。

また、不要不急の外出が制限される期間が続いたことにより、学校図書館以外の図書館を利用する機会が減少したことも要因として挙げられます。今後は、イベント等を通じて来館を促すなど、市立図書館を知ってもらう取組を積極的に進めていくことが求められます。

(3) 「たちかわ電子図書館」を利用した割合 (%)

電子図書館の利用状況 ① (利用したことがあるかどうか)

令和3(2021)年9月、市内小・中学校の児童・生徒に電子図書館利用カードを配付して利用を促しました。今回の調査では、小学校5年生では81.1%、中学校2年生では29.2%が「利用したことがある」と回答しています。調査時点までの1年余りで、小学校についてはその利用について定着したことがうかがえますが、中学校については、さらなる促進のための取組が必要です。

電子図書館の利用状況 ② (利用した場所)

小学校5年生

学校	54.3%
自宅	41.3%
その他	4.2%
未回答	0.3%

中学校2年生

学校	40.8%
自宅	51.4%
その他	6.3%
未回答	1.5%

電子図書館を利用した場所については、小学校5年生では、学校でも自宅でも利用されていることがわかります。このことから、学校での朝読や家読(うちどく)での利用が定着してきていることが推察されます。

中学校2年生でも、学校と自宅での利用は大きく異なりませんが、自宅での利用のほうがやや高くなっています。電子図書館を利用したことがある生徒の割合(約3割)から、学校で利用したことのある生徒は総数のうち1割あまりとなることから、学校の授業で利用しているというよりも、自宅で自由読書を楽しむために利用していることがうかがえます。

2 第4次子ども読書活動推進計画の取組状況と課題

第4次計画の取組状況等について、図書館をはじめとして家庭・地域や学校における子どもの読書活動の推進を図るための4つの施策ごとに総括し、第5次計画の取組に反映させることとします。

(1) 家庭や地域での取組 –乳幼児からの読書のきっかけづくり–

① 取組状況

- ・乳幼児の保護者等に向けての講座の開催や、ブックスタート^{※1}事業や健康診査時でのおすすめ本リストの配布等を通じて、親子のふれあいの一つとして、読書をより身近なものと捉え、乳幼児期から家庭で本に親しんでもらえるような取組を行いました。
- ・図書館や児童関連施設等でおはなし会を実施し、子どもたちと保護者に絵本や物語を楽しむ機会を提供しました。
- ・地域の児童関連施設等への団体貸出や除籍児童図書の再利用などを通じて、地域で読書しやすい環境整備に努めました

② 課題

- ・おはなし会や講座について、曜日や時間帯を調整するなど、より参加しやすい環境を整えるとともに、広報活動等の工夫が重要となってきます。
- ・子どもたちにとって身近な場所で、気軽に本を手にとれるような環境づくりを関係機関と引き続き協力して進めていきます。

(2) 学校と学校図書館の取組 –学校図書館の活性化–

① 取組状況

- ・読書習慣の確立に向けて、小・中学校で「朝の読書」や「授業の中での図書館利用」などを実施しました。
- ・学校図書館支援指導員を配置し、学校図書館の読書環境の整備及び蔵書構成の充実に努めました。
- ・学校図書館担当者連絡会を定期的を開催するなど、市立図書館と学校図書館との連携を深めました。

② 課題

- ・学校図書館の活性化を図るために、学校図書館支援指導員のさらなる活用や保護者・地域ボランティア等との連携強化などにより、魅力ある学校図書館づくりを進める必要があります。

※1 ブックスタート:赤ちゃんとその保護者に、絵本と子育てに関する情報などを手渡し、絵本を介して赤ちゃんと同年代の人のコミュニケーションを育み、豊かな時間を過ごすきっかけづくりの活動。

(3) 立川市図書館の取組 –読書の専門機関としての計画の推進と支援–

① 取組状況

- ・よく読まれている児童図書の計画的な買い替えの他、幅広く魅力的な蔵書構成となるよう図書の選定作業を行いました。
- ・読み聞かせボランティア等、子どもの読書活動に関わる大人に向けて、児童書に関する知識をより深めるための講座や講演会等を実施しました。
- ・おすすめ本のパンフレットの作成・配布や児童・生徒向けの展示やイベントを通じ、読書や図書館への関心を高めるきっかけづくりを行いました。
- ・電子書籍の貸出サービス「たちかわ電子図書館」を開始しました。市立小・中学校の児童・生徒全員に電子図書館専用の利用カードを配付し、また学校で利用しやすいコンテンツを収集することで、小・中学生の利用率が高まりました。

② 課題

- ・子どもたちが図書館へ足を運びたいくなるような、様々なイベントの実施や魅力的な館内展示等の取組の、さらなる充実が必要です。
- ・読書活動団体等とは引き続き連携を取り、活動を支援していくとともに、互いのスキルアップを進めます。
- ・読書に関心の薄い中高生世代に対して、学校とも連携を取りながら、図書館の利用促進、読書意欲を高めるための取組を行う必要があります。

(4) すべての子どもが読書できる環境づくりへの取組

–誰でも読書を楽しめる環境づくり–

① 取組状況

- ・録音図書や点字図書、さわる絵本等の資料を紹介するコーナーの設置や、地区図書館での巡回展示などを通じて、ハンディキャップ資料の周知に努めました
- ・市内の学校の教職員や支援員に向けて、学校図書館担当者連絡会にてハンディキャップサービスの紹介を行いました
- ・地区図書館での児童書の外国語絵本の巡回展示・貸出を実施し、身近な図書館で外国語絵本に触れられる機会を提供しました

② 課題

- ・図書館利用に支援が必要な子どもたちへのPR方法について検討します。
- ・外国語によるおはなし会の開催について、課題を整理し検討を進めます。

第3章 計画の実現に向けて

1 基本的理念

【基本理念】

子どもの主体的な読書活動の推進

～ 読書のたのしさをすべての子どもたちに ～

(1) 本を読むことの意味

本の世界は広く、豊かです。「子どもの読書活動」は、言葉を学び、想像力・思考力・判断力などが育成され、得た知識や情報を使う力を養います。また、本の中で違う世界を体験することで、新たな発見をし、そこから得た自分の思いや考えの向上に向き合うことができます。

読むこと自体のたのしさ、それによる充実感、満足感を得られることも重要です。子どもの頃のそうした楽しかった体験は、生涯にわたって良い影響をもたらし、将来その体験を子どもたちと共有していきたいという動機となって、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施された各学校の臨時休業等、図書館の臨時休館や開館時間の短縮、入館人数の制限などは、子どもの読書活動にも影響を与えた可能性があります。小学生から高校生までの子どもの不読率は、令和2年度の全国一斉臨時休業を経て上昇、特に自宅学習が難しい小学校低学年や、中学校・高等学校に進学した直後の学年の不読率が高く、読書習慣の形成に影響を与えたことが示唆されています※1。

(3) デジタル社会における「紙の本」の重要性

学校では一人1台タブレット端末が支給され、通信ネットワーク環境の整備が進められるなど、GIGAスクール構想が進展しています。また、図書館等の社会教育施設でもデジタル基盤の強化とデジタル技術の活用等が求められています。

AI（人工知能）の進歩等、デジタル社会の進展が目覚ましい一方、デジタルより五感を使って紙で読んでいく方が、思考や記憶においては優れているとの見解があります。AIを使いこなせるだけの思考力や判断力を身につけるために、特に乳幼児期や小学校低・中学年では、絵本や物語を紙の本でじっくり読むことで、思考力や想像力を養っていくことが重要になってきます。紙の本と電子書籍とを使い分ければよいと言われますが、紙の本での十分な体験があるからこそ、使い分ける力が育つといえます。

.....

※1 令和4年度子供の読書活動の推進に関する有識者会議(第4回)発表資料より

(4) デジタルの有用性

一方、デジタルが大きな力を発揮するところもあります。図書館に来館することなく本の貸出・返却が可能な「電子図書館」の存在や、オンラインでのボランティア研修講座などは、デジタルの特性を生かしたものと言えます。

電子書籍については、同時に利用する人数に制限のない「読み放題」の電子書籍等は、学校での朝読書の時間などで有効活用されています。調べ学習等でデジタル化された地域資料を利用することもできます。

特別な支援を必要とする子どもたちや多様な文化・特性を持った子どもたちにとって、「マルチメディアデイジー図書」などのデジタル録音図書は、紙の本に比べはるかに利用しやすく、充実が求められています。

デジタル媒体・情報の特性をよく理解して、子どもの読書活動推進にどのように役立てていくかを検討し、必要な取組を行っていく必要があります。

(5) 多様な連携による読書活動の推進

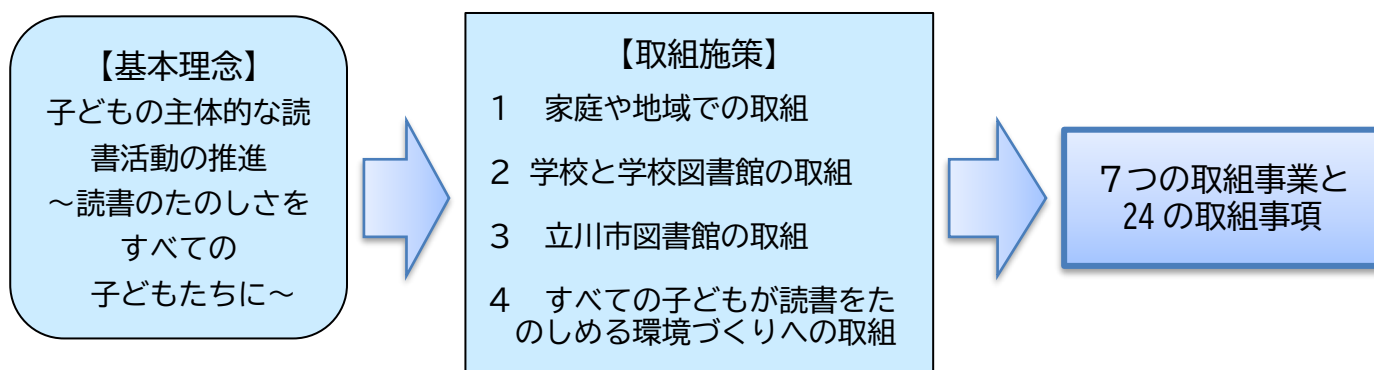
乳幼児期からの読み聞かせの推進、読書や図書館に興味のない子どもも親しみやすい講座や体験活動と連動した取組などを通じて、読書習慣の形成を促し、読書をしない子どもの割合を減らすことに努める必要があります。そのためには、蔵書・子ども向けの情報発信の充実はもちろん、子どもたちの周囲の大人たちへの働きかけ、学校をはじめとする子どもに関連する機関とのさらなる連携強化、ボランティアの支援などを行っていきます。

立川市のすべての子どもたちに読書のたのしさを伝えるべく、子どもの読書活動を支える環境を整え、地域間格差が生じないように、立川市全体で子どもの自主的な読書活動を推進するという仕組みづくりが重要です。

2 計画の体系

◆ 計画の体系図 ◆

「立川市第5次子ども読書活動推進計画」では、今後5年間を見据えた4つの取組施策を掲げ、7つの取組事業及び24の取組事項を展開していきます。



第4章 計画の取組項目

基本理念：子どもの主体的な読書活動の推進
～読書のたのしさをすべての子どもたちに～

取組施策	取組事業	取組事項
1 家庭や地域での取組	(1)家庭での読書活動への支援	1 子どもを取り巻く大人への支援
		2 子育て支援関連各所との連携
	(2)地域で読書しやすい環境の整備	3 子どもに身近な地域の施設等との連携と読書環境の整備
		4 家庭や地域に根ざした図書館づくり
		5 市民団体、地域文庫等の読書活動の支援
2 学校と学校図書館の取組	(3)読書活動の充実	6 学校での読書活動の推進
		7 読書指導の計画的な推進
		8 教職員等の体制の整備
		9 読書活動の情報共有化
	(4)学校図書館の活性化	10 学校図書館の活用推進
		11 学校図書館 I C T の活用推進
		12 学校図書館機能の充実
3 立川市図書館の取組	(5)図書館サービスの充実	13 児童サービスの充実
		14 Y A (ヤングアダルト) サービスの充実
		15 たちかわ電子図書館の充実と利用促進
		16 ホームページ等を活用した効果的な情報発信
		17 子どもの主体的な読書活動を促すきっかけづくり
		18 子どもの読書に関わる団体等との連携
		19 学校や学校図書館への啓発活動
	(6)市内の学校等との連携	20 図書支援体制の充実
		21 教職員等への支援体制の充実
		22 子どもたちの図書館への関心を高める活動の推進
4 すべての子どもが読書できる環境づくりへの取組	(7)多様な子どもたちの読書機会の確保への取組	23 図書館利用に支援が必要な子どもたちへの読書環境づくり
		24 外国語を母語とする子どもたちの読書環境づくり

取組施策2：子どもの読書活環境の充実

立川市第4次図書館基本計画

取組施策1 家庭や地域での取組

施策の概要

- 幼いときから本に親しみ、読書のたのしさを体験することは、その後の読書習慣の形成にとっても重要です。
- 家庭での「読み聞かせ」は、子どもにとって読書のはじめの一步であり、心と心を通い合わせる大切な時間といえます。
- 本の選び方や読み聞かせに関する講座の実施、おはなし会の定期的な開催、おすすめ本のリスト作成等を通じて、家庭での読書活動を支えます。
- 子どもに関わる施設等への団体貸出、児童書再利用事業等を通じて、子どもの読書環境の一層の整備を図ります。

具体的取組

(1) 家庭での読書活動への支援

1	子どもを取り巻く大人への支援
事業内容	● 初めての子育てにのぞむ方への支援として、これから親になる人や乳幼児の保護者に向けて、子どもと一緒に絵本や手遊び、わらべ歌などを楽しむ講座を開催し、本に親しむ環境づくりを支援します。【継続】 ● 「基本図書※¹リスト」をはじめとするおすすめ本のリスト作成・配布、おはなし会の開催、子どもの年齢にあわせた本の選び方・楽しみ方等についての講座の開催などを通じて、保護者等への大人に向け、家庭での読書活動推進の働きかけを行います。【継続】
主な所管課	図書館



【乳児とその保護者向けのわらべ歌講座の様子】

2	子育て支援関連各所との連携
事業内容	3～4か月児健康診査時に、ブックスタートボランティアが、読み聞かせや絵本の紹介などを行い、直接絵本を手渡します。乳児期から本に親しむきっかけをつくとともに、子育て支援情報を提供し地域での子育てを支援します。【継続】
主な所管課	子ども家庭センター、図書館
事業内容	- 健康診査(1歳6か月児、3歳児)時に、読み聞かせにおすすめの本のリストや読み聞かせ啓発のリーフレットを配布するとともに、図書館案内のパンフレットも配布し、本に親しむ環境を整えます。【継続】 - 妊娠中または出産後1年以内で図書館への来館が困難な方に対し、図書の宅配事業を実施することで、安心して読書を楽しみ、子育てしやすい環境を提供します。合わせて妊産婦向けの情報提供を行います。【新規】
主な所管課	子ども家庭センター、図書館

(2) 地域で読書しやすい環境の整備

3	子どもに身近な地域の施設等との連携と読書環境の整備
事業内容	保育施設、児童館、子育てひろば等の、学齢前の子どもの身近な施設で、おはなし会の開催や図書館訪問などを行い、本に親しむ機会を提供します。また、図書館からの団体貸出や児童書再利用事業等を利用して、読書環境の充実を図ります。【継続】
主な所管課	子ども家庭センター、子ども育成課、保育課、図書館
事業内容	団体貸出や児童書再利用事業等の活用、共済事業の開催等を通じて、子育て支援・社会教育施設等との連携をはかり、子どもたちが身近な場所で本に親しみ、読書を楽しめる環境を整えます。【継続】
主な所管課	子ども家庭センター、子ども育成課、保育課、生涯学習推進センター、図書館

4	家族や地域に根差した図書館づくり
事業内容	- 子どもたちに身近な地区図書館では、独自性を尊重しつつ、地域の特性や立地状況等に合わせた蔵書構成を目指し、蔵書のさらなる充実に努めます。【継続】 - 市内全域の子どもたちに同等のサービスを提供できるよう、市内すべての図書館で、開催曜日や時間、回数等の検討を進め、より参加しやすいおはなし会を目指します。【継続】
主な所管課	図書館
5	市民団体、地域文庫等の読書活動の支援
事業内容	地域文庫※²や家庭文庫※²等の、子どもの読書に関する豊かな知識や経験を持ち、地域に根差した読書活動を長年続けている団体と協力・信頼関係を築き、各団体が活動しやすい環境整備に努めます。【継続】
主な所管課	図書館



【児童書再利用事業 会場の様子（設営中）】



【定例のおはなし会】

※1 基本図書：

立川市図書館基本図書のこと。立川市図書館で選定基準を設けて選んだ、市内すべての子どもに読んでほしい、普遍的な価値観を持つ良質な児童図書。

※2 地域文庫、家庭文庫：

地域の施設や個人宅などで、読み聞かせや児童書の貸し出しを行い、地域の子どもたちに本の楽しさを伝え、子どもに身近な読書環境を提供する、市民による読書推進活動。

取組施策２ 学校と学校図書館の取組

施策の概要

- 学校は、子どもたちの日常生活の大部分を占める場所であり、学校図書館は、一番身近な図書館です。
- 小・中学校とも「朝の読書」、「授業の中での図書館利用」を行うなど読書習慣を身に付けるための取組を引き続き行います。
- 子どもたちの興味・関心に応えられる蔵書をそろえ、開館時間の工夫や図書館利用指導などを通じて、子どもたちがいつでも身近に読書が楽しめる環境をさらに整備していきます。
- 学校図書館を積極的に利用するため、学校図書館の年間計画等の作成を行い活用するよう努め、教職員向け研修の充実や学校図書館担当者連絡会を開催し市立図書館等と情報を共有し、「読書センター」としての学校図書館機能の充実を図ります。
- 保護者・地域ボランティア等と協働し、図書の貸出・返却だけでなく、館内装飾、テーマ展示、書架整理などを行い、子どもたちにとってさらに魅力ある学校図書館となるよう努めます。

具体的取組

(3) 読書活動の充実

6	学校での読書活動の推進
事業内容	● 「朝の読書」「読書旬間」「調べ学習」等の、各学校の特色を生かした読書活動により、児童・生徒が読書習慣を身につけるよう努めます。【継続】 ● 年度当初に児童・生徒に対して、学校図書館の利用に関するオリエンテーションを行い、学校図書館の利用促進を図ります。【継続】
主な所管課	指導課

7	読書指導の計画的な推進
事業内容	● 各学校において教育課程に、読書指導や学校図書館利用を位置付け、教科等で学校図書館が計画的に活用されるように取り組みます。【継続】
主な所管課	指導課

8	教職員等の体制の整備
事業内容	● 学校図書館担当者連絡会やその他研究会の場を活用して、学校図書館にすすめるの新刊図書紹介、「アニメーション※¹」や「ブックトーク※²」などの読書活動の取組など、教職員に対して幅広い研修を行います。【継続】
主な所管課	指導課、図書館

9	読書活動の情報共有化
事業内容	● 学校図書館担当者連絡会を開催し、各校の学校図書館の活用や読書活動等の情報を共有するとともに、学校と市立図書館との連携を図ります。【継続】
主な所管課	指導課、図書館

(4) 学校図書館の活性化

10	学校図書館の活用推進
事業内容	● 学校図書館支援指導員等の活用により、学校図書館の書架整理、館内装飾等の環境整備及び蔵書構成の充実を図り、児童・生徒にとって利用しやすい環境を整えます。【継続】 ● 図書委員会の委員を中心とした児童・生徒による書架整理、読み聞かせ、図書紹介の作成など、さまざまな方法で学校図書館の環境の整備に努めます。【継続】
主な所管課	指導課
事業内容	● 読み聞かせや貸出、返却だけでなく、図書の修理・館内装飾などについても、保護者・地域ボランティア等と協働して行い、学校図書館の読書環境の向上を図ります。【継続】
主な所管課	生涯学習推進センター、指導課

11	学校図書館 I C T ^{※3} の活用推進
事業内容	学校図書館管理システムについては、教育情報システムの保守業者と連携して、システム及び端末を適切に維持管理するとともに、ヘルプデスク等を運用し、現場職員の支援を行うことで、学校図書館を利用する子どもたちの学びを保障できる環境を実現します。【充実】
主な 所管課	学務課

12	学校図書館機能の充実
事業内容	各教科等の中で、学校図書館をさらに活用し、計画的な図書館利用を促進するため、他の自治体の学校図書館の支援体制について調査・研究を行い、学校図書館の機能充実を図ります。【継続】
主な 所管課	指導課、図書館



【小学校で読み聞かせを行う保護者を対象とした読み聞かせ入門講座】

※1 アニマシオン：

語源はラテン語の anima（魂、生命）。アニマシオン（animasion）は、魂・生命を活性化するという意味。読書のアニマシオンは、子どもたちに読書の楽しさを伝えるとともに、読書を通して、対話する力、自ら考える力、自分を表現する力など、子どもの様々な力を引き出す指導法。

※2 ブックトーク：

本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、ジャンルの異なる複数の本をひとつのテーマに沿って紹介する取組。様々なジャンルの本に触れることができる。

※3 I C T（Information and Communication Technology）：

情報通信技術と訳される。コンピュータなどの情報機器を単独で使うだけでなく、ネットワークを活用して情報や知識を共有することも含めて使われる。

取組施策3 立川市図書館の取組

施策の概要

- 読書の専門機関として、子どもたちへの直接的なサービスだけでなく、様々な取組を行い、計画の推進を行います。
- 「立川市図書館基本図書」を中心に、幅広い蔵書構成となるよう資料の収集に努めます。
- おはなし会の実施など、様々な年齢の子どもがおはなしを楽しめる機会を提供します。
- 読書意欲を高め、図書館へ親しむ機会として「たちかわ読書ウィーク」等のイベントを活用します。
- 「たちかわ電子図書館」について、サービス向上と利用促進に努めます。
- 子どもの読書活動を支えるボランティアとの情報共有、活動支援等を引き続き実施します。
- 市内の学校等と連携し、子どもたちの図書館への関心を高める活動を推進します。

具体的取組

(5) 図書館サービスの充実

13	児童サービスの充実
事業内容	● 蔵書の核となる「立川市図書館基本図書」を中心に、子どもたちに人気の本や流行の本なども揃え、幅広い蔵書構成となるよう努めます。【継続】 ● 季節やトピックスに合わせたテーマ展示や館内装飾など、本を手に取りたくなるような魅力的なコーナーづくりを目指します。【継続】
主な所管課	図書館



【中央図書館児童フロア展示の様子】

13	児童サービスの充実
事業内容	● 全館で、乳幼児向け及び3・4歳から小学校低学年向けのおはなし会を定期的で開催します。長期休暇期間中などには、大きい子向けおはなし会などのイベントおはなし会を開催します。学校や児童関連施設等へ出向いての出前おはなし会を行います。【継続】 ● 子どもの読書活動に関わる大人に向けて、児童書や子どもの読書について理解をより深めるための講座等を開催します。子どもの読書に関わるボランティアの養成講座を実施します。【継続】
主な所管課	図書館

14	YA（ヤングアダルト）サービス※ ¹ の充実
事業内容	● YA世代の日常生活や学習に関わる資料を中心に、興味・関心の高い分野や共感を得られるような読み物など、流行等にも留意して、幅広い蔵書構成となるよう努めます。【継続】 ● テーマ展示や館内装飾、情報コーナーなどを充実させ、思わず立ち寄りたくなるような魅力的なコーナーづくりを目指します。【継続】
主な所管課	図書館



【中央図書館3階ヤングアダルトコーナー】

※1 YA（ヤングアダルト）サービス：

おおむね12歳から18歳までの、児童と成人の中間に位置づけられる世代に対する、主として公共図書館が行うサービス。

15	「たちかわ電子図書館」の充実と利用促進
事業内容	- 子どもたちに人気の読み物や絵本、YA世代向けの読み物や学習、趣味の本など、魅力的なコンテンツを揃え、幅広い蔵書構成となるよう努めます。 【継続】 - 市内小・中学校等の児童・生徒に「学校用たちかわ電子図書館利用カード」を配付し、小中学生の利用促進を図ります。また、朝読書の時間や調べ学習等で使える資料など、学校での利用に適したコンテンツの収集に努めます。 【継続】
主な所管課	図書館
16	ホームページ等を活用した効果的な情報発信
事業内容	- 館内展示やおはなし会等の写真を載せたり、おすすめ本リストを掲載するなど、子どもたちに親しみやすく情報を得やすいホームページとなるよう努めます。公式SNS等も活用して、各館の最新情報を発信することで、利用促進を呼びかけます。【継続】 - YAコーナーの館内展示の写真や「YA新刊図書リスト」を掲載するなど、YA世代にアピールするホームページとなるよう努めます。イベントや展示などの最新情報を公式SNS等を通じて発信し、利用促進につなげます。【継続】 - 図書館で開催する様々なイベントや講座等について、従来の窓口や電話での申込のほか、ホームページ等からも申し込めるようにすることで、幅広く参加を促し、参加者の増加につなげます。【新規】
主な所管課	図書館



【たちかわ電子図書館バナー】



【学校用たちかわ電子図書館利用カード】

17	子どもの主体的な読書活動を促すきっかけづくり
事業内容	- 子どもたちに図書館に親しんでもらい、また図書館について学べるような「本の探偵修行」・「半日図書館員」（小学校4～6年生対象）、「1日図書館員」（中学生対象）等のイベントを開催します。おはなし会と組み合わせたイベントや子ども向けのワークショップ等を行います。【充実】 - 図書館に来館するきっかけづくりの一環として、「たちかわ読書ウィーク」の推進に努めます。「基本図書クイズ」「POPバトル※¹」などのイベントや、特別なおはなし会の開催など、図書館や図書に対する関心を促す取組を行います。【継続】
主な所管課	図書館

18	子どもの読書に関わる団体等との連携
事業内容	図書館や保育施設、学校などの子どもに関わる施設でのおはなし会、「たちかわ読書ウィーク」等での共催事業、家庭・地域文庫への団体貸出の実施等、様々な機会ボランティア団体等と連携し、子どもの読書環境の向上に努めます。情報交換や勉強会等の機会を継続して設けます。【継続】
主な所管課	図書館



【POPバトル 展示の様子】



【小学生向け図書館の仕事体験の様子】

※1 POPバトル：

「POP」とは、キャッチコピーや文章、イラストなどを用いて、その本の魅力を伝え、おすすめする紹介カードのこと。「POPバトル」は、たちかわ読書ウィークで行っているPOPの人気投票。

(6) 市内の学校等との連携

19	学校や学校図書館への啓発活動
事業内容	図書館職員が市立小学校の新1年生のもとへ出向き、図書館の利用案内を行います。また、市立中学校の新1年生に、図書館のYAサービス案内のパンフレットを配布します。市内の特別支援学校、高等学校等に、立川市図書館の利用案内について情報提供を行います。【継続】
主な所管課	図書館

20	図書支援体制の充実
事業内容	- 前年度に立川市図書館で購入した図書の中から、学校図書館におすすめしたい新刊図書のリストを作成して、市内の小・中学校へ配布するなど、学校図書館に向けての情報提供に努めます。【継続】 - 調べ学習等、学校カリキュラムに応じた図書の団体貸出に対応できるよう、情報に目を配り、調べ学習用図書の蔵書の充実を図ります。また、図書館に来館しての調べ学習等についても支援を行います。【継続】 - 学級文庫や学校図書館への団体貸出用図書として、小・中学生に人気の本や定番の本のほか、読書になじみのない子でも手に取りやすい本などを揃え、蔵書の充実を図ります。また、小・中学校への図書の定期配送便を継続して運行します。【継続】
主な所管課	図書館



【中学校 職場体験学習】



【小学校 社会科見学】

21	教職員等への支援体制の充実
事業内容	● 立川市図書館ホームページ内の学校・教職員向けページに、学校向け図書館利用案内や職場体験の受入状況などさまざまな情報を掲載し、図書館を活用しやすいように努めます。【継続】 ● 図書担当教諭や図書ボランティア等に対する、専門的知識・技術の向上のための研修への協力、新刊図書リストの提供やパスファインダー※¹の作成・提供などを行い、支援に努めます。【継続】
主な所管課	図書館

22	子どもたちの図書館への関心を高める活動の推進
事業内容	● 小学校からの社会科見学や地域学習、中学生の職場体験・職場見学、高校生のボランティア体験学習等の依頼について積極的に受け入れ、児童・生徒が図書館を理解し、利用するきっかけとなるよう努めます。【継続】 ● 社会科見学等において、図書の分類や配架、資料の探し方の説明等を行い、子どもたちの図書館を利用した情報活用能力向上に役立てます。パスファインダーの作成・提供を引き続き行います。【継続】 ● 学校の授業や部活動、委員会活動等と連携して「おすすめ本のPOP展示」や館内装飾の作成、テーマ展示などを行い、図書館への来館を促します。ビブリオバトル※²等の読書意欲を高めるイベントを引き続き実施します。【継続】
主な所管課	図書館

※1 パスファインダー (pathfinder) :

疑問や問題を解決するために図書館の資料や情報を探す際、参考となる基本資料や情報源、調べ方を紹介する、テーマ別の手引き。

※2 ビブリオバトル (知的書評合戦) :

本を紹介するコミュニケーションゲーム。発表者 (バトラー) が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、参加者全員でその発表に関する意見交換を2〜3分程度行う。全ての発表が終了した後に、「どの本が一番読みたくなったか」を参加者の投票により選ぶ。

取組施策4 すべての子どもが読書できる環境づくりへの取組

施策の概要

- 読書や図書館利用に支援が必要な子どもたちに、読書をたのしみ、本に親しんでもらうための環境整備に努めます。
- アクセシブルな書籍・電子書籍や、誰もが楽しめる絵本等の周知を行います。
- 外国語を母語とする子どもたちが、図書館に親しみを持ち、読書をたのしむことができる環境整備に努めます。

具体的取組

(7) 多様な子どもたちの読書機会の確保への取組

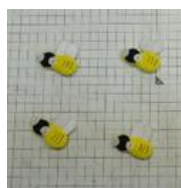
23	図書館利用に支援が必要な子どもたちへの読書環境づくり
事業内容	● 地区図書館や学校等で、録音図書（デージー※¹DAISY図書、マルチメディアデージー図書※²を含む）や点字図書、拡大写本や大活字本、LLブック※³、さわる絵本※⁴や布の絵本※⁵などの資料にふれる機会を設けます。学校図書館担当者連絡会等の機会を通じて、教職員等へのPRに努めます。【継続】 ● 市内にある東京都立立川学園（旧：立川ろう学校）と連携をとり、聴覚障害や知的障害のある児童・生徒の読書活動を支援します。【充実】
主な所管課	図書館
24	外国語を母語とする子どもたちの読書環境づくり
事業内容	● 外国語を母語とする子どもたちにとって、親しみがもてる、利用しやすい図書館となるよう、環境整備に努めます。【継続】 ● 英語を中心に、中国語やハングル等の外国語児童図書を購入し、蔵書の充実を図ります。外国語絵本の巡回展示等を行い、地区図書館で外国語児童図書にふれる機会を設けます。【充実】 ● 外国語によるおはなし会、日本語に親しめるような読書環境づくり、地区図書館での外国語図書の所蔵等について、課題を整理し検討します。【継続】
主な所管課	図書館



【デージー図書と専用の再生機】



【布の絵本】



【中央図書館児童フロアの
さわる絵本、ＬＬブックなど】

※1 デイジー（DAISY: Digital Accessible Information SYstem）:

視覚障害などにより、普通の印刷物を読むことが困難な方々のために開発された、デジタル録音図書の国際標準規格。デイジー規格により作られた「デージー図書」は、CD1枚におよそ60時間もの録音ができ、検索機能のほか章や見出し、ページごとに読みたい場所へ移動することができる。

※2 マルチメディアデイジー図書:

音声と一緒に、文字や画像が表示されるデジタル図書。読み上げているフレーズの色が変わる（ハイライト機能）ので、どこを読んでいるのかが一目でわかるようになっている。また同時に画面上で絵や写真を見ることができる。

※3 ＬＬブック:

「ＬＬ」とは、スウェーデン語の「Lättläst」（英語では easy to read）の略。「ＬＬブック」とは、誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた「やさしく読みやすい本」のことを指す。日本語が得意ではない人や、一般的な情報提供では理解が難しい様々な人にも読みやすいように作られている。

※4 さわる絵本:

絵と文字の上に、さわって楽しめる絵（触図）と点字がつけられている絵本。お話の楽しさにさわる楽しさが加わり、目のみえる人もみえない人も一緒に楽しめるように作られている。

※5 布の絵本:

布やボタン、ひも、ファスナー、マジックテープなどを使って作られている絵本。お話を楽しむだけでなく、さわる、開ける、ひっぱるなどで五感を刺激して、活字の絵本と異なる楽しみ方ができる。

第5章 計画の推進にあたって

1 子ども読書活動の一層の推進

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

本計画では、立川市のすべての子どもが、読書のたのしさを知り、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書を行うことができるよう、市と市民が協働して子どもの読書環境の整備を進めていきます。

また、子どもたちのみならず、子どもを取り巻く大人にとっても、魅力的な図書館となるようさまざまな取組を行い、不読率の低減を目指します。

2 計画の進捗管理

第5次子ども読書活動推進計画は、立川市第5次長期総合計画の前期基本計画の分野別個別計画であることから、第5次長期総合計画や他の関連計画との整合性を図りつつ、本計画を包括する第4次立川市図書館基本計画と合わせて、子どもの読書活動に関する諸政策を総合的かつ計画的に推進します。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき行う「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」や、市の「行政評価（施策評価及び事務事業評価）」、立川市図書館協議会による「第三者評価」等を活用して、計画の進捗を管理するとともに、効果的かつ着実な推進を図ります。

さらに、本計画の進捗管理にあたっては、国及び東京都の関連計画等の動向を注視しつつ、庁内の関係部署が連携して、それぞれの取組の達成・進捗状況について調整し、状況確認等を行ってまいります。

【資 料 編】

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 令和4（2022）年度 立川市読書アンケート調査結果
- 立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱
- 計画策定体制・経過
- 児童書貸出状況
 - ◇ 児童書貸出ベストリーダー
 - 平成 13（2001）年度
 - 平成 16（2004）年度
 - 平成 31（2019）年度 ～ 令和 5（2023）年度

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑の実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子どもの読書活動推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読者活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読者活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子どもの読書の日主旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本と楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

【令和4（2022）年度 立川市読書アンケート調査結果】

実施時期) 令和4（2022）年10月から令和5（2023）年1月

対象) 市内市立小学校5年生・中学校2年生全児童・生徒

実施方法) 配付された一人1台タブレットPCによるアンケート・集計

設問内容)

- ・あなたは本を読むことが好きですか
(本を読むことが好き、またはどちらかというとき、
本をよむことが嫌い、またはどちらかというとき嫌い)
- ・あなたはこの1か月※の間に、本(電子書籍を含む)を何冊読みましたか(教科書・参考書・マンガは除く)
- ・あなたはこの1か月の間に、学校の図書館で本を借りたり、読んだりしましたか
- ・あなたはこの1か月の間に、市立の図書館で本を借りたり、読んだりしましたか
- ・たちかわ電子図書館を利用したことはありますか
- ・たちかわ電子図書館の本は、どこで読みましたか(複数回答可)
(学校、自宅、その他、読んだことはない)

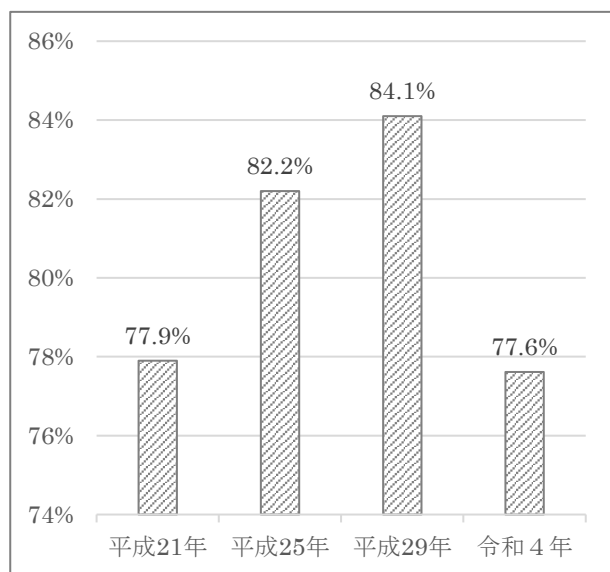
※ 「この1か月」とは、アンケートを回答している日からさかのぼって1か月間

回答率) 小学校 92.9% 中学校 93.1%

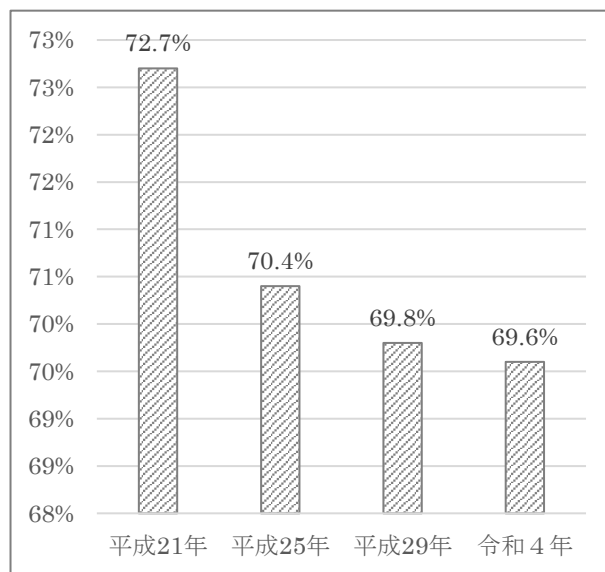
1 子どもの読書活動の傾向

(1)「本を読むことが好き」「どちらかというとき好き」と答えた割合(%)

小学校5年生



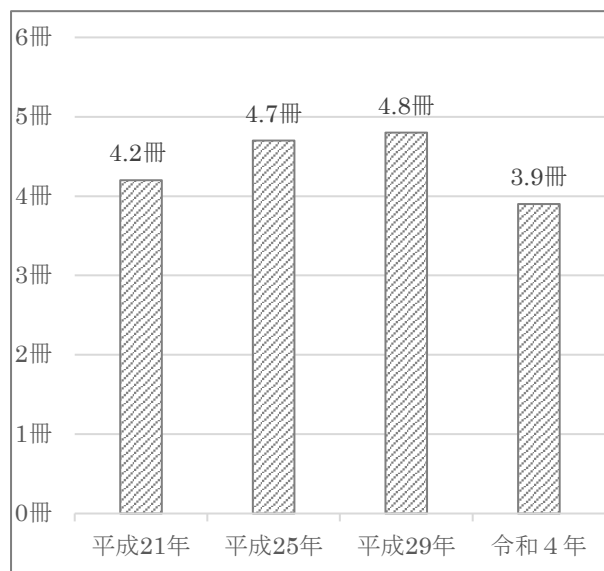
中学校2年生



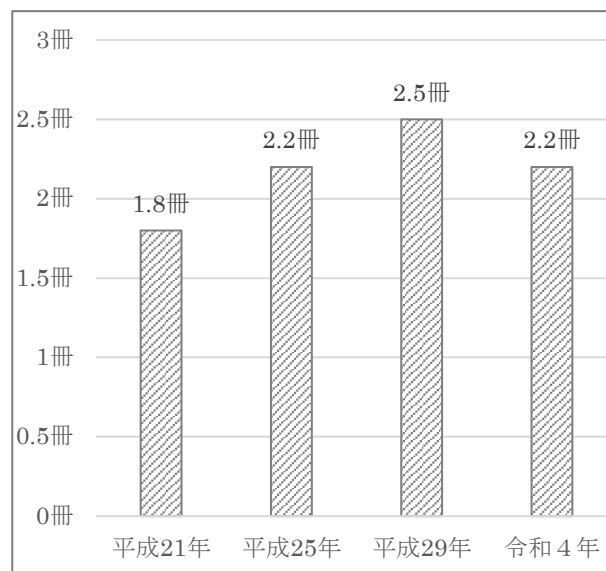
2 子どもの読書活動の推移と現状

(1) 1 か月間の平均読書冊数（冊）

小学校5年生

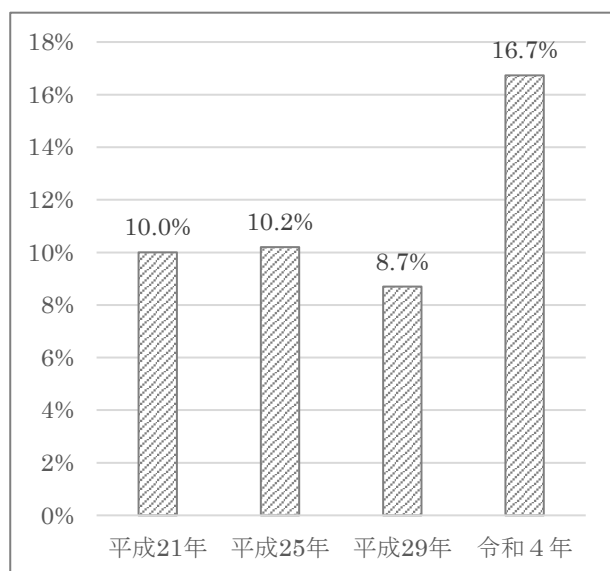


中学校2年生



(2) 1 か月間に1冊も本を読まなかった児童・生徒の割合（不読率）（％）

小学校5年生



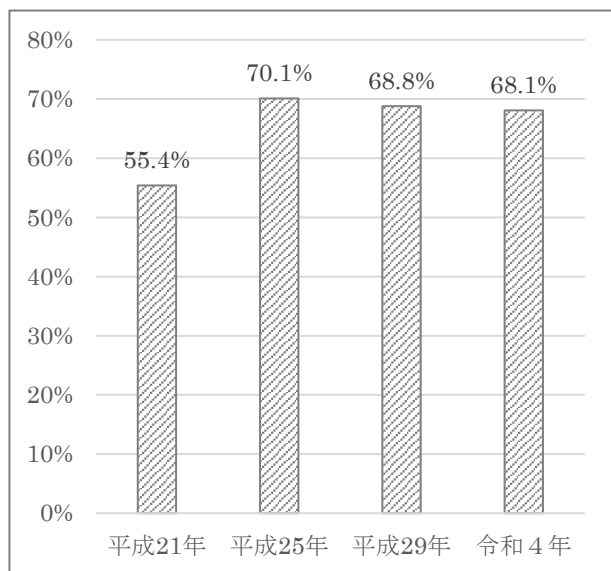
中学校2年生



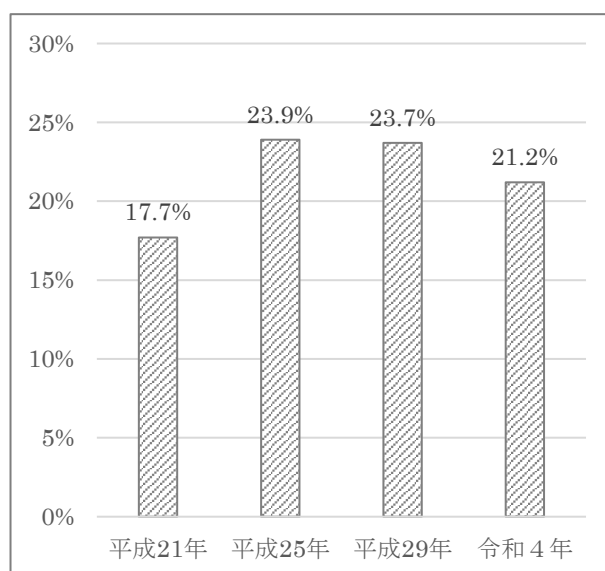
3 図書館の利用

(1) 1か月間で学校図書館を利用した割合(%)

小学校5年生

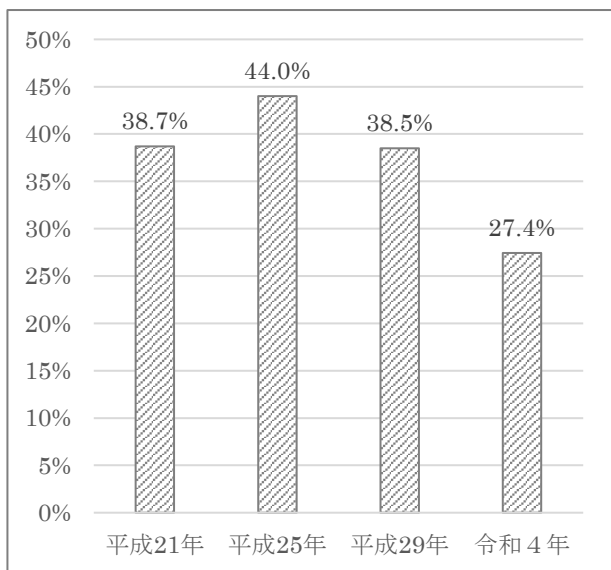


中学校2年生

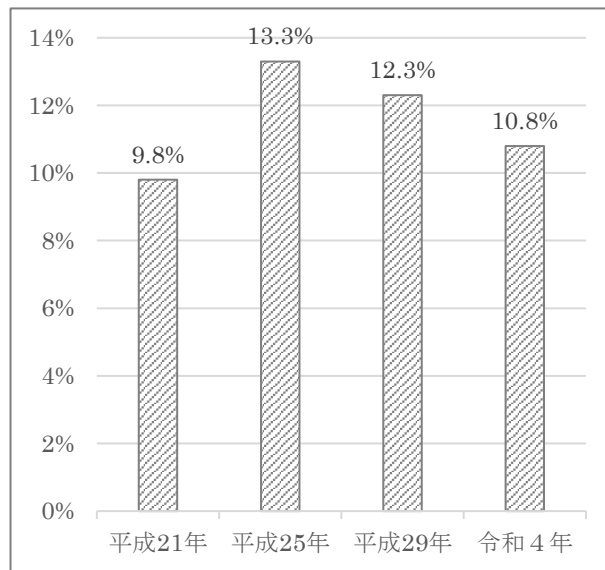


(2) 1か月間で市立図書館を利用した割合(%)

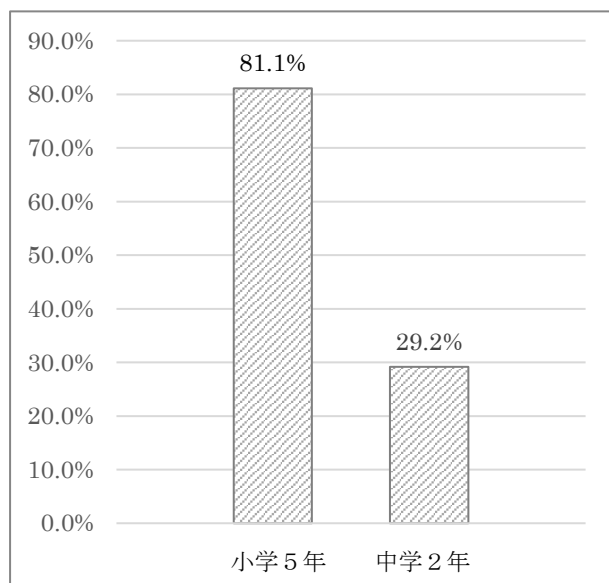
小学校5年生



中学校2年生

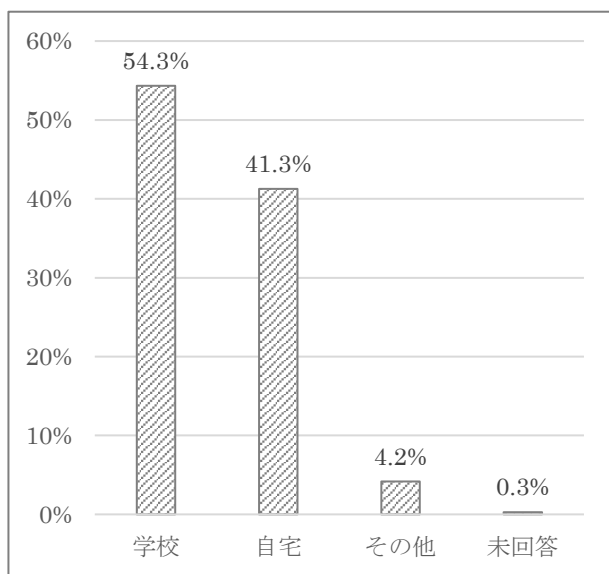


(3)「たちかわ電子図書館」を利用した割合（％）

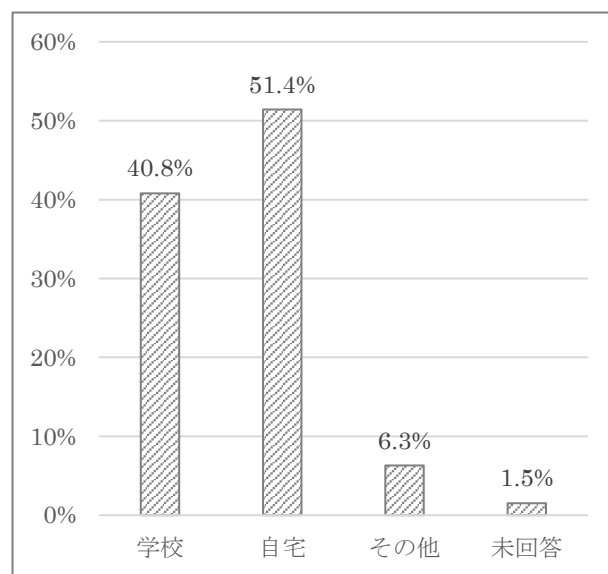


(4)「たちかわ電子図書館」を利用した場所の割合（％）

小学校5年生



中学校2年生



【計画策定体制・経過】

（１）読書アンケート調査の実施

令和４年（２０２２）年１０月～令和５（２０２３）年１月実施

実施方法：配付された一人１台タブレットＰＣによるアンケート・集計

（２）教育委員会での報告・協議

令和６（２０２４）年１月２６日（金） 第５次子ども読書活動推進計画の策定方針について

令和６（２０２４）年１１月１２日（木） 第５次子ども読書活動推進計画（骨子案）について

令和７（２０２５）年１月９日（木） 第５次子ども読書活動推進計画（素案の案）について

令和７（２０２５）年３月２５日（火） 第５次子ども読書活動推進計画（素案）について

令和７（２０２５）年５月２６日（月） 第５次子ども読書活動推進計画（原案）について

令和７（２０２５）年６月２７日（金） 第５次子ども読書活動推進計画（案）について

（３）図書館協議会での検討

① 構成 第２４期 図書館協議会委員一覧

（任期：令和６（２０２４）年７月１日～令和８（２０２６）年６月３０日）

区分	職名	氏名	所属団体等
学識経験者	会長	野口 武悟	専修大学文学部教授
	副会長	伊藤 民雄	実践女子大学図書館勤務
学校教育関係者	委員	田中 義典	立川市立柏小学校校長
	委員	山口 聡	立川市立立川第二中学校校長 （立川市立中学校長会会長）
	委員	野和田 周介	学校法人野和田学園理事長
社会教育関係者	委員	本木 晴行	立川市文化協会副会長
	委員	森田 正子	立川市地域文庫連絡会役員
	委員	三浦 裕美子	立川市朗読サークル「こえ」元会長
家庭教育関係者	委員	榎本 典子	元たちママ探検隊代表
学識経験者	委員	清水 啓文	立川市シルバー人材センター
市民公募	委員	菅澤 直哉	公募市民
	委員	太田 貴子	公募市民

② 開催状況

- 令和6（2024）年7月19日（金） 第5次子ども読書活動推進計画の施策体系・取組項目について
- 令和6（2024）年10月18日（金） 第5次子ども読書活動推進計画（骨子案、素案概略）について
- 令和7（2025）年1月17日（金） 第5次子ども読書活動推進計画（素案の案）について
- 令和7（2025）年4月18日（金） 第5次子ども読書活動推進計画（素案）について

（4）分野別個別計画素案E X P O（市民説明会）

立川市第5次子ども読書活動推進計画素案について、市民の皆さんに説明をさせていただき、市民意見公募（パブリックコメント）として、ご意見をいただく機会を創出しました。

日時	令和7（2025）年4月5日
場所	立川市役所
対象者	立川市在住、在勤、在学の方等

（5）市民意見公募（パブリックコメント）の実施

立川市第5次子ども読書活動推進計画素案に対して、市民意見公募（パブリックコメント）を実施し、1人から3件のご意見をいただきました。

公募期間	令和7（2025）年4月1日～4月21日
提出者数・件数	1人・3件
意見を反映した件数	0件

（6）検討委員会・作業部会での検討

① 組織体制

〔子ども読書活動推進計画庁内検討委員会〕

教育部長・図書館長・学務課長・指導課長・教育委員会統括指導主事・子ども家庭センター長

〔子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会〕

図書館長・図書館児童青少年サービス係長（庶務）・学務課学校教育環境整備係
長・指導課指導係長・教育委員会指導主事・子ども家庭センター子ども家庭センタ
ー係長

② 開催状況

〔子ども読書活動推進計画庁内検討委員会作業部会〕

令和6（2024）年9月 審議内容：取組項目（案）について（書面確認）

〔子ども読書活動推進計画庁内検討委員会〕

令和6（2024）年10月3日（木） 第1回子ども読書活動推進計画庁内検討委員会

審議内容：第5次子ども読書活動推進計画

（骨子案）・取組項目案等について

令和7（2025）年1月9日（木） 第2回子ども読書活動推進計画庁内検討委員会

審議内容：第4次図書館基本計画（素案の案）

について（書面開催）

(7) 関係要綱

立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会設置要綱

平成15年10月28日教育委員会要綱第3号

改正

平成21年4月1日教育委員会要綱第11号

平成26年10月23日教育委員会要綱第45号

令和元年10月1日教育委員会要綱第9号

令和2年4月1日教育委員会要綱第44号

令和5年4月1日教育委員会要綱第19号

令和6年4月1日教育委員会要綱第14号

令和6年4月1日教育委員会要綱第25号

令和7年4月1日教育委員会要綱第26号

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、立川市における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「子ども読書活動推進計画」という。）を策定するため、立川市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項について処理する。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育委員会事務局教育部長（以下「教育部長」という。）を、副委員長は、図書館長を充てる。

3 委員は、別表第1に定める者を充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員は、委員長の命を受けて委員会の事務に従事する。

(作業部会)

第5条 検討委員会に付議する事案について必要な事項を調査し、及び研究するため、作業部会を置く。

2 作業部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、図書館長を、部会員は、別表第2に定める者を充てる。

(会議)

第6条 検討委員会及び作業部会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、必要があると認めたときは、部会員の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(計画の決定)

第7条 子ども読書活動推進計画の決定は、教育委員会の議を経て、立川市庁議等規則（昭和44年立川市規則第15号）第1条に規定する庁議の承認を受けて行うものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会及び作業部会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月28日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日教育委員会要綱第11号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月23日教育委員会要綱第45号）

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。

附 則（令和元年9月27日教育委員会要綱第9号）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日教育委員会要綱第44号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日教育委員会要綱第19号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日教育委員会要綱第14号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日教育委員会要綱第25号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日教育委員会要綱第26号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

子ども家庭部子ども家庭センター長、教育委員会事務局教育部学務課長、教育委員会事務局教育部指導課長及び教育委員会事務局統括指導主事

別表第2（第5条関係）

子ども家庭部子ども家庭センター子ども家庭センター係長、教育委員会事務局教育部学務課学校教育環境整備係長、教育委員会事務局教育部指導課指導係長、図書館児童青少年サービス係長及び教育委員会事務局指導主事

児童書貸出状況について

(児童書貸出ベスト20)

以前はマンガや『かいけつゾロリ』(えどうわ)などが上位にきていましたが、基本図書リストの紹介・配布が始まってからは、基本図書がベストリーダー(貸出回数の多い資料)の上位を占めるようになりました。

【基本図書リスト】

「基本図書」は、子どもたちの間で長く読み継がれてきた、質が高く図書館の蔵書の核となる本を、ということで児童書担当が選定を開始しました。ジャンルや対象年齢別にリストを作成し、平成14(2002)年からリストの配布を行っています。

基本図書には、本の表紙と背にそれぞれシールを貼り、一目でわかるよう工夫しています。また、いつでも子どもたちに手渡せるように、本の買い替えや補充を行い、市内の全図書館で複数冊所蔵するようにしています。

平成13(2001)年度 (2001年4月～2002年3月)

順位	利用回数	請求記号	タイトル	所蔵数
1	259	J	ハリー・ポッターと賢者の石	47
2	256	JM	名探偵コナン 31	18
3	254	E	ぐりとぐら	56
3	254	JM	名探偵コナン 30	18
5	248	JM	ポケットモンスター 10 金・銀編	16
6	246	JM	名探偵コナン 32	16
7	244	E	100万回生きたねこ	53
8	243	E	はらぺこ あおむし 改訂版	57
9	241	JM	ポケットモンスター 6	18
10	227	JM	名探偵コナン 1	17
10	227	JM	ポケットモンスター 9 金・銀編	16
12	226	JM	名探偵コナン 16	21
13	222	JM	ザ・ドラえもんズスペシャル 9	15
14	221	JM	ドラえもん 3	19
15	215	JM	ドラえもん 10	17
15	215	JM	名探偵コナン 28	18
15	215	JM	ONE PIECE 15	12
18	213	JM	名探偵コナン 26	18
19	211	E	わたしのワンピース	43
19	211	JM	ポケットモンスター 8	16

【基本図書シール】 【基本図書シール 0.1.2歳】



平成16(2004)年度 (2004年4月～2005年3月)

順位	利用回数	請求記号	タイトル	所蔵数
1	553	E	しろくまちゃんのほっとけーき	51
2	500	E	わたしのワンピース	59
3	483	E	がたんごとんがたんごとん	55
4	477	E	100万回生きたねこ	64
5	473	D	かいけつゾロリのてんごくとうごく	28
6	458	E	はらぺこ あおむし 改訂版	64
7	441	E	ぐりとぐら	69
8	439	D	かいけつゾロリのじごくりょうこ	25
9	418	E	かおかおどんなかお	47
10	414	E2	おおきなかぶーロシアの昔話ー	55
11	412	D	かいけつゾロリのめいたんていとうじょう	25
12	409	D	かいけつゾロリのきょうふのサッカー	32
13	406	D	かいけつゾロリけっこんする!?	29
13	406	E	ミッフィーどうしたの?	40
15	405	E2	三びきのやぎのがらがらどんーノルウェーの昔話ー	53
16	401	D	かいけつゾロリの大かいぞく	32
16	401	D	かいけつゾロリのチョコレートじょう	27
18	397	D	かいけつゾロリつかまる!!	27
19	395	D	かいけつゾロリの大金もち	28
19	395	D	かいけつゾロリのテレビゲームききいっぽつ	29

平成31(2019)年度 (2019年4月～2020年3月)

順位	利用回数	請求記号	タイトル	所蔵数
1	700	E	だるまさんが	60
2	690	E	しろくまちゃんのほっとけーき	78
3	607	E	ねないこだれだ	55
4	545	E	はらぺこ あおむし 改訂版	78
5	512	E	サンドイッチサンドイッチ	52
6	506	E	あっちゃんあがつくーたべものあいうえおー	56
7	481	E	11びきのねこ	69
8	471	E	きんぎょが にげた	53
9	465	E	おつきさまこんばんは	67
10	451	E	はじめてのおつかい	85
11	447	E2	おおきなかぶーロシアの昔話ー	91
12	435	E	あっぱっぴー	45
13	431	E	まるくておいしいよ	49
14	428	E	もこもこもこ	59
15	419	E	でんしゃにのって	49
16	417	E	100万回生きたねこ	73
17	412	E	がたんごとんがたんごとん	65
17	412	E	わたしのワンピース	77
19	409	E	キャベツくん	68
20	407	E	とらっく	50

※ 請求記号等について

E・・・絵本 D・・・えどうわ(幼年童話) J・・・読み物
JM・・・まんが (網掛けは基本図書)

令和2(2020)年度

(2020年4月 ～ 2021年3月)

順位	利用回数	請求記号	タイトル	所蔵数
1	648	E	しろくまちゃんのほっとけーき	78
2	548	E	だるまさんが	61
3	442	E	ねないこだれだ	50
4	441	E	はらぺこ あおむし 改訂版	82
5	437	E	きんぎょが にげた	53
6	427	E	11びきのねこ	73
7	424	E	サンドイッチサンドイッチ	55
8	419	E	おいしいれのぼうけん	80
9	406	E	100万回生きたねこ	86
10	404	E	おつきさまこんばんは	63
11	398	E8	あっちゃんあがつく ーたべものあいうえおー	55
12	392	E	キャベツくん	74
13	381	E	かおかおどんなかお	48
14	375	E	わたしのワンピース	79
15	372	E	まるくておいしいよ	50
16	370	E2	おおきなかぶーロシアの昔話ー	93
17	360	E	あつぱつぱ	46
18	350	E	がたんごとんがたんごとん	64
18	350	E	はじめてのおつかい	84
20	334	E	かいじゅうたちのいるところ	75

令和3(2021)年度

(2021年4月 ～ 2022年3月)

順位	利用回数	請求記号	タイトル	所蔵数
1	707	E	しろくまちゃんのほっとけーき	76
2	616	E	だるまさんが	63
3	529	E	サンドイッチサンドイッチ	56
4	514	E	ねないこだれだ	51
5	513	E	11びきのねこ	72
6	491	E	100万回生きたねこ	87
7	476	E	おつきさまこんばん	63
8	475	E	はらぺこ あおむし 改訂版	77
9	468	E	ぐりとぐら	83
10	464	E8	あっちゃんあがつく ーたべものあいうえおー	53
11	463	E	きんぎょが にげた	55
12	457	E	わたしのワンピース	74
13	432	E	まるくておいしいよ	50
14	426	E	がたんごとんがたんごとん	64
15	425	E	かいじゅうたちのいるところ	75
16	424	E2	三びきのやぎのがらがらどん ーノルウェーの昔話ー	90
17	413	E	あつぱつぱ	46
18	410	E	キャベツくん	71
19	399	E	かおかおどんなかお	46
20	386	E2	おおきなかぶーロシアの昔話ー	90

令和4(2022)年度

(2022年4月 ～ 2023年3月)

順位	利用回数	請求記号	タイトル	所蔵数
1	724	E	しろくまちゃんのほっとけーき	76
2	630	E	だるまさんが	59
3	549	E	ねないこだれだ	54
4	515	E	サンドイッチサンドイッチ	59
5	473	E	11びきのねこ	64
6	471	E	100万回生きたねこ	72
7	457	E	おつきさまこんばんは	61
8	456	E	がたんごとんがたんごとん	65
9	452	E	わたしのワンピース	67
10	447	E	はらぺこ あおむし 改訂版	69
11	443	E	まるくておいしいよ	52
12	426	E2	おおきなかぶーロシアの昔話ー	80
13	419	E	もこもこもこ	58
14	417	E	きんぎょが にげた	54
15	395	E	とらっく	55
16	391	E	あつぱつぱ	49
17	379	E	キャベツくん	65
18	378	E	ぼくのくれよん	48
19	372	E8	あっちゃんあがつく ーたべものあいうえおー	48
20	364	E	かいじゅうたちのいるところ	62

令和5(2023)年度

(2023年4月 ～ 2024年3月)

順位	利用回数	請求記号	タイトル	所蔵数
1	715	E	しろくまちゃんのほっとけーき	68
2	587	E	だるまさんが	57
3	524	E	サンドイッチサンドイッチ	57
4	492	E	ねないこだれだ	59
5	485	E	はらぺこ あおむし 改訂版	73
6	473	E	まるくておいしいよ	51
6	473	E	100万回生きたねこ	75
8	467	D	エルマーのぼうけん 新版	79
9	459	E	おつきさまこんばんは	57
10	438	E	きんぎょが にげた	51
11	415	E	わたしのワンピース	66
12	409	E	がたんごとんがたんごとん	63
13	392	E8	あっちゃんあがつく ーたべものあいうえおー	47
14	389	E	11びきのねこ	63
15	385	E	とらっく	52
16	379	E	ぐりとぐら	69
17	372	E	うさこちゃんのさがしもの 改版	50
18	371	E	もこもこもこ	58
19	366	E2	おおきなかぶーロシアの昔話ー	87
20	357	E	かおかおどんなかお	49

【基本図書リストの配布開始】

0.1.2 歳編：2002.4 (2014.8 改訂) ものがたり絵本編：2004.4 (2007.7 改訂) むかしばなし絵本編：2006.4 ノンフィクション絵本編：2007.4 (2019.10 改訂)
 えどうわ編：2005.6 外国の物語編：2012.5 (その1)、2013.10 (その2) 日本の物語編：2016.3 (その1)、2021.4 (その2)

立川市第5次子ども読書活動推進計画

令和7（2025）年6月発行

発行 立川市教育委員会

〒190-0012

東京都立川市曙町2-36-2 ファーレ立川センタースクエア4階

電話 042-528-6800

FAX 042-528-6806

ホームページ <https://www.library.tachikawa.tokyo.jp/>

編集 教育委員会事務局教育部図書館